

令和5・6年度
建設工事請負等競争入札参加資格審査
添付書類一覧

● 共通書類（1部）

● 中小企業等協同組合等

- | | |
|---------|----------|
| 1 埼玉県 | 36 幸手市 |
| 3 川越市 | 37 鶴ヶ島市 |
| 5 川口市 | 38 日高市 |
| 11 本庄市 | 40 ふじみ野市 |
| 12 東松山市 | 41 白岡市 |
| 13 春日部市 | 42 伊奈町 |
| 14 狭山市 | 43 三芳町 |
| 15 羽生市 | 47 小川町 |
| 17 深谷市 | 48 川島町 |
| 18 上尾市 | 49 吉見町 |
| 23 入間市 | 50 鳩山町 |
| 28 桶川市 | 52 横瀬町 |
| 29 久喜市 | 54 長瀨町 |
| 30 北本市 | 56 美里町 |
| 32 富士見市 | 57 神川町 |
| 34 蓮田市 | 58 上里町 |
| 35 坂戸市 | |

共通書類（1部）

書類名	摘要
1 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（2部）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
2 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
3 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 （様式第1号） (2) 営業所一覧表 （別紙二）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・（1）は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の收受印が押されているもの）の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（どちらも行政庁の收受印が押されているもの）の写しも提出してください。</p> <p>※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
4 資格情報を証明する書類の 写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 ・管工事業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 <p>※申請の手引5～6ページ参照。</p>

共通書類に関する問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（工事）

TEL：048-830-5771 / FAX：048-830-4914

中小企業等協同組合等の申請書類

【官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合】

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、建設業法第3条の規定による建設業許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた方で、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する方は、「共通書類」、「各自治体提出書類」の他に、下表の書類を提出してください。なお、特例計算を行っているのは、次の自治体です。（書類は、申請する自治体数分必要です。）

※下表は今回の申請に参加していない自治体名も含まれます。

埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田ポートレース企業団、秩父広域市町村圏組合、埼玉西部消防組合（今回参加していない自治体名も含まれます。）

書類名	摘要
1 官公需適格組合証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・官公需適格組合の算出方法の特例が受けられるのは、官公需適格組合証明書に記載されている業種のみです。
2 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・組合と組合員（5以内）のもの ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください。（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
3 官公需適格組合資格審査数値計算表（様式C2）	<ul style="list-style-type: none"> ・作成する際は、当該組合のほか、5以内の組合員の経営事項審査結果通知書から必要な事項を記入してください。 ・「自己資本額」欄、「利益額」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、合計した数値を記入してください。 ・「経営状況評定」欄、「社会性等評点」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄は、小数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。 ・「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄と「建設工事の種類別年間平均元請完成工事高」欄は、合計した数値を記入してください。 ・「建設工事の種類別技術者数」欄の「数値特例」欄は、記入した技術者の合計数値を記入してください。

1 埼玉県

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	埼玉県に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	埼玉県に申請するすべての者が対象
3 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
4 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し (組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 官公需適格組合資格審査数 値計算表 (様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

埼玉県提出書類に関する問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当 (工事)

TEL : 048-830-5771 FAX : 048-830-4914

3 川越市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	川越市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	川越市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・（1）は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の収受印が押されているもの）の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（どちらも行政庁の収受印が押されているもの）の写しも提出してください。</p> <p>※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
6 官公需適格組合証明書の写し	<p>官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象</p> <p>※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。</p>

書類名	摘要
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

川越市提出書類に関する問合せ先

川越市 総務部 契約課 工事担当 TEL:049-224-5632 FAX:049-223-1726

5 川口市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 ＜業種入替用＞（様式B）	・すべての事業者において提出が必要です。
2 建設工事請負個別情報 （様式C1）	・すべての事業者において提出が必要です。
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 （総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
4 建設業許可通知書の写し又は 許可証明書＜写し可＞	・申請日現在で有効な全ての業種について許可通知書の写し（証明書）を提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。※1 ※「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」と許可番号・許可区分（般・特）が違う場合は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」に該当する許可通知書（又は証明書）も提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し （1）建設業許可申請書 （様式第1号） （2）営業所一覧表 （別紙二）	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類の写しを提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・建設業許可申請書については、許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。※1 ※更新中の場合は、建設業許可申請書に加えて更新申請書（行政庁の受理印のある）の写しを提出してください。※1 ※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（行政庁の受理印のある）の写しも提出してください。 ※1
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する事業者のみ提出が必要です。 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通 知書の写し（組合と組合員の もの）	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する事業者のみ提出が必要です。 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表（様式C2）	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する事業者のみ提出が必要です。 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

川口市提出書類に関する問合せ先

川口市理財部契約課工事契約係

（TEL：048-258-1237、FAX：048-258-6161）

※1 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。

1 1 本庄市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・本庄市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・本庄市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 ※総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は 許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。 ※3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
建設業許可に係る申請書類 の写し 5 (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※ 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 ※ 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 ※ 電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	・提出は任意です。 ・申請工事業種ごとに必ず1枚で提出をお願いします。

本庄市提出書類に関する問合せ先

本庄市企画財政部財政課契約検査係

TEL : 0495-25-1165 FAX : 0495-22-0602

1 2 東松山市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・東松山市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・東松山市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの。 ※ 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。
建設業許可に係る申請書類の写し 5 (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※ 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 ※ 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 ※ 電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組合員のもの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

東松山市提出書類に関する問合せ先

東松山市政策財政部契約検査課契約グループ

(TEL: 0493-21-1445、FAX: 0493-22-4031)

13 春日部市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・春日部市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・春日部市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 ※ 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は 許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。
建設業許可に係る申請書類 の写し 5 (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通 知書の写し(組合と組合員の もの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

春日部市提出書類に関する問合せ先

春日部市 総務部 契約課 契約担当

TEL : 048-736-1128

FAX : 048-733-3826

14 狭山市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	狭山市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	狭山市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる 場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限り ます。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

狭山市提出書類に関する問合せ先

狭山市 総務部 契約検査課 契約担当

TEL:04-2936-9887 FAX:04-2955-0599

15 羽生市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	羽生市に申請するすべての者が対象です。
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	羽生市に申請するすべての者が対象です。
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	直近2年間で主なものをご提出ください。

羽生市提出書類に関する問合せ先

羽生市 企画財務部 財政課 契約係

T E L : 0 4 8 - 5 6 1 - 1 1 2 1 F A X : 0 4 8 - 5 6 3 - 2 3 2 2

17 深谷市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	深谷市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	深谷市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	申請日現在有効な全ての業種を含む許可通知書(証明 書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は、3に 該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含 む申請書類を提出してください。 許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表 紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してく ださい。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更 届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4) (行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	申請工事業種ごとに1枚で提出してください。
7 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

深谷市提出書類に関する問合せ先

深谷市 総務部 契約検査課 契約係

T E L : 048-574-6634

F A X : 048-573-8250

18 上尾市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・上尾市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・上尾市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 ※ 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
4 建設業許可通知書の写し又は 許可証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書の写し(証明書)を提出してください。
建設業許可に係る申請書類 の写し 5 (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類の写しを提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※ 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 ※ 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 ※ 電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
経営事項審査の総合評定値通 7 知書の写し(組合と組合員の もの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

上尾市提出書類に関する問合せ先

上尾市 総務部 契約検査課 契約担当

TEL : 048-775-5116 FAX : 048-775-9819

23 入間市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	入間市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	入間市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証 明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当 する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに 限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

入間市提出書類に関する問合せ先

入間市 総務部 管財課 契約担当

TEL : 04 - 2964 - 1111 (内線2256)

FAX : 04 - 2964 - 1014

28 桶川市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	桶川市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	桶川市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し (組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
6 官公需適格組合審査数値計 算表 (様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

桶川市提出書類に関する問合せ先

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係

TEL : 048-788-4912 【直通】、FAX : 048-786-9866

29 久喜市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	久喜市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	久喜市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	久喜市に申請するすべての者が対象 ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	久喜市に申請するすべての者が対象 ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる 場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	久喜市に申請するすべての者が対象 ・許可行政庁の受理印が押印されているもの ・「表紙」及び「別表(別紙二)」の写しのみ提出して ください。それ以外の添付書類は提出不要です。 ※変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しも 提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

久喜市提出書類に関する問合せ先

久喜市 総合政策部 財政課 契約係 (TEL: 0480-22-1111)

30 北本市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	北本市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	北本市に申請するすべての者が対象
3 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
4 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し (組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 官公需適格組合資格審査数 値計算表 (様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

北本市提出書類に関する問合せ先

北本市 政策推進部 財政課 契約・検査担当

TEL : 048-594-5513

FAX : 048-592-5997

3 2 富士見市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	富士見市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	富士見市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。</p> <p>※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
6 官公需適格組合証明書の写し	<p>官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象</p> <p>※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。</p>

書類名	摘要
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合 員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

富士見市提出書類に関する問合せ先

富士見市 総務部 総務課 TEL：049-251-2711（内線512）

3 4 蓮田市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・ 蓮田市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・ 蓮田市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・ 申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・ 申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 ※4と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は4に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・ 申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・ (1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	・ 申請する業種ごとに提出 ※入替後に登録したい業種のみ ※実績がない場合は不要
7 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

書類名	摘要
8 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

蓮田市提出書類に関する問合せ先

蓮田市 総合政策部 契約検査課 契約検査担当

TEL:048-768-3111（内線281）

FAX:048-765-1700

3 5 坂戸市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	坂戸市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	坂戸市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる 場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限り ます。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。

坂戸市提出書類に関する問合せ先

坂戸市 総合政策部 財政課 契約検査係 TEL: 049-283-1331 (内線245・246) FAX: 049-283-3903

36 幸手市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	幸手市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	幸手市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証 明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当 する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに 限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。

幸手市提出書類に関する問合せ先

幸手市 総務部 契約管財課 契約検査管財担当

TEL : 0480-43-1111 (代表) FAX : 0480-43-3783

37 鶴ヶ島市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	鶴ヶ島市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	鶴ヶ島市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	申請日現在有効な全ての業種を含む許可通知書(証明 書)を提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異な る場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限 ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	申請工事業種ごとに1枚で提出してください。
7 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

鶴ヶ島市提出書類に関する問合せ先

鶴ヶ島市 総合政策部 財政課 契約担当

T E L : 049-271-1111 F A X : 049-271-1190

38 日高市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	日高市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	日高市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通 知書の写し(組合と組合員の もの)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表(様式C2)	・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

日高市提出書類に関する問合せ先

日高市 総合政策部 管財課 契約検査担当

TEL : 042-989-2111 (代表)

FAX : 042-985-4486

40 ふじみ野市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	ふじみ野市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	ふじみ野市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異な る場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに 限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。

ふじみ野市提出書類に関する問合せ先

ふじみ野市 総務部 契約・法務課 契約・検査係

T E L 0 4 9 - 2 6 2 - 9 0 1 0 F A X 0 4 9 - 2 6 6 - 6 2 4 5

4 1 白岡市

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	・白岡市に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	・白岡市に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる 場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限り ます。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 工事経歴書(様式C3)	・申請する業種ごとに提出 ※入替後に登録したい業種のみ ※実績がない場合は不要

	書類名	摘要
7	官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8	経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
9	官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

白岡市提出書類に関する問合せ先

白岡市 経営企画部 財政課 工事検査室

TEL 0480-92-1111 FAX 0480-92-9096

4 2 伊奈町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	伊奈町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	伊奈町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の受理印のある更新申請書の写しを提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値通 知書の写し(組合と組合員の もの)	<ul style="list-style-type: none"> ・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数値 計算表(様式C2)	<ul style="list-style-type: none"> ・官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

伊奈町提出書類に関する問合せ先

伊奈町総務課管財係

TEL 048-721-2111 FAX 048-721-2136

4 3 三芳町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	三芳町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	三芳町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・（1）は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の收受印が押されているもの）の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（どちらも行政庁の收受印が押されているもの）の写しも提出してください。</p> <p>※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>

三芳町提出書類に関する問合せ先

三芳町 施設マネジメント課 管財契約担当 TEL：049-258-0019 FAX：049-274-1055

47 小川町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	小川町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	小川町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 ・3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
建設業許可に係る申請書類 の写し 5 (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

書類名	摘要
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

小川町提出書類に関する問合せ先

小川町 政策推進課 管財契約担当（TEL：0493-72-1221）

4 8 川島町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	川島町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	川島町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年 7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してく ださい。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる 場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写し を提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行 政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出し てください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・ 特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更 新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに 限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要 です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更 新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写し を提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業 種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更が あった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の 2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受 印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出 内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写 し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合 員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

川島町提出書類に関する問合せ先

川島町役場 政策推進課 管財・契約グループ

TEL 049-299-1752 / FAX 049-297-6058

49 吉見町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	吉見町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	吉見町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

吉見町提出書類に関する問合せ先

吉見町役場 総合政策課 情報政策係

TEL 0493-54-1516 / FAX 0493-54-4200

50 鳩山町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	鳩山町に申請するすべての者が対象です。
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	鳩山町に申請するすべての者が対象です。
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください。 (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の受理印のある変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の收受印が押されているものに限ります。收受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。</p> <p>※電子申請で收受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
6 工事経歴書(様式C3)	直近2年間で主なものをご提出ください。

	書類名	摘要
7	官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象です。
8	経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象です。
9	官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象です。

鳩山町提出書類に関する問合せ先

鳩山町 政策財政課 財政・管財・入札担当

TEL 049-296-1212 FAX 049-296-2594

5 2 横瀬町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	横瀬町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	横瀬町に申請するすべての者が対象
3 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
4 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し (組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
5 官公需適格組合資格審査数 値計算表 (様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

横瀬町提出書類に関する問合せ先

横瀬町 まち経営課 財政担当 (TEL: 0494-25-0112)

5 4 長瀬町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	長瀬町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	長瀬町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

長瀬町提出書類に関する問合せ先

長瀬町 企画財政課 企画財政担当 (TEL: 0494-66-3111)

5 6 美里町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	美里町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	美里町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

書類名	摘要
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し（組合と組合員のもの）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表（様式C2）	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

美里町提出書類に関する問合せ先

美里町役場 総合政策課 (TEL：0495-76-1114)

5 7 神川町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	神川町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	神川町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

神川町提出書類に関する問合せ先

神川町 総務課 庶務担当 (TEL: 0495-77-2114)

58 上里町

書類名	摘要
1 建設工事請負個別情報 <業種入替用> (様式B)	上里町に申請するすべての者が対象
2 建設工事請負個別情報 (様式C1)	上里町に申請するすべての者が対象
3 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものを提出してください(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
4 建設業許可通知書の写し 又は 許可証明書(写し可)	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
5 建設業許可に係る申請書類 の写し (1) 建設業許可申請書 (様式第1号) (2) 営業所一覧表 (別紙二)	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・(1)は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。収受印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。 ※電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
6 官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
7 経営事項審査の総合評定値 通知書の写し(組合と組合員のもの)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。
8 官公需適格組合資格審査数 値計算表(様式C2)	官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者が対象 ※ 中小企業等協同組合等の申請書類のページ参照。

上里町提出書類に関する問合せ先

上里町 総務課 管財契約係 (TEL: 0495-35-1234)